

まつやまマイロードサポーター事業実施要綱

平成14年4月10日

要綱第31号

改正 平成16年8月10日要綱第54号

平成23年3月24日要綱第22号

令和5年3月30日要綱第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民共有の財産である松山市道（以下「市道」という。）の清掃及び植栽活動等のボランティア活動を行うものを募り、快適で美しい道路環境づくりと道路愛護意識の高揚を推進するまつやまマイロードサポーター事業について必要な事項を定めるものとする。

(ロードサポーター及びプチサポーターの資格等)

第2条 市長は、前条のボランティア活動を行うものを、次項又は第3項のロードサポーター又はプチサポーターとして認定することができる。

2 ロードサポーターは、次の各号のいずれにも該当する住民団体、学校、企業等とする。

- (1) 道路の愛護活動に意欲的であること。
- (2) 当該ボランティア活動に参加する者が15名以上いること。
- (3) 市長があらかじめ指定する市道（市道内の緑地帯を含む。次項第3号において同じ。）のおおむね100メートル以上の区間について、年4回以上の清掃美化活動等が実施可能であること。

3 プチサポーターは、次の各号のいずれにも該当する住民団体、学校、企業等とする。

- (1) 道路の愛護活動に意欲的であること。
- (2) 当該ボランティア活動に参加する者が2名以上いること。
- (3) 市長があらかじめ指定する市道のおおむね100メートル未満の区間について、年4回以上の清掃美化活動等が実施可能であること。

4 ロードサポーター又はプチサポーターになろうとするものは、マイロードサポーター申請書兼誓約書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

5 市長は、前項のマイロードサポーター申請書の提出があったときは、まつやまマイロードサポーター審査委員会に申請内容について審査させるものとする。

6 市長は、前項の規定による審査に基づき、申請内容を適当と認めたときは、申請者に

対しマイロードサポーター認定書（第2号様式）を交付するものとする。

7 前項の規定による認定を受けたものは、毎年度、マイロードサポーター活動計画書兼誓約書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（ロードサポーター等の活動基準）

第3条 ロードサポーターは前条第2項第3号に規定する区間内において、プチサポーターは同条第3項第3号に規定する区間内において、同条第7項の規定による活動計画に基づく清掃美化活動及び植栽等緑化活動並びに道路の欠陥・支障箇所等の情報提供活動を行うものとする。

2 ロードサポーター及びプチサポーター（以下「ロードサポーター等」という。）は、植栽等を行うときは、事前に市と協議するものとする。

3 ロードサポーター等は、活動に際して、回収したごみを市の分別方法及び指示に従って適正に処理するとともに、関係法令等を遵守し、道路交通に支障を生じないようにするものとする。

4 ロードサポーターは前条第2項第3号に規定する区間において、プチサポーターは同条第3項第3号に規定する区間において、この制度の目的以外の活動を行ってはならない。

（安全確保）

第4条 ロードサポーター等は、活動に際して、交通事故防止等の安全対策を講じなければならない。

2 活動に中学生以下の者が参加する場合は、前項の安全対策を確保するために十分な人員の成人が参加しなければならない。

（活動報告）

第5条 ロードサポーター等は、毎年3月末日までに、当該年度の活動状況をマイロードサポーター活動報告書（第4号様式）により市長に提出するものとする。

（事故報告）

第6条 ロードサポーター等は、活動中に事故が発生した場合は、マイロードサポーター事故発生報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（ロードサポーター等の認定の取消し）

第7条 市長は、ロードサポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すものとする。

- (1) ロードサポーターから辞退の申出があったとき。
- (2) ロードサポーターの資格を欠くこととなったとき。
- (3) 第2条第4項のマイロードサポーター申請書兼誓約書又は同条第7項のマイロードサポーター活動計画書兼誓約書に係る誓約した内容が虚偽であったとき。
- (4) その他市長がロードサポーターとして不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、プチサポーターの認定の取消しに準用する。

(名付け親の資格)

第8条 名付け親は、愛称を付けようとする第2条第2項第3号に規定する区間(以下「活動区間」という。)のロードサポーターで、かつ、当該活動区間において第3条に規定するロードサポーターの活動を1年以上継続して行っているものとする。

2 ロードサポーターは、同一路線の活動区間について、他のロードサポーターと共同して名付け親になることができる。

(名付けの対象)

第9条 名付けの対象となる市道は、ロードサポーターに認定された活動区間とする。ただし、既に愛称等が付けられているものを除く。

(名付けの手続等)

第10条 名付け親になろうとするロードサポーターは、ロードサポーター市道愛称申請書(第6号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の市道愛称申請書の提出があったときは、まつやまマイロードサポーター審査委員会に申請内容について審査させるものとする。

3 市長は、前項の規定による審査に基づき、その適否を決定し、申請者に対し市道愛称承認(一部変更承認)・不承認通知書(第7号様式)を交付するものとする。

(まつやまマイロードサポーター審査委員会)

第11条 第2条第5項及び前条第2項に規定する事務を処理するため、まつやまマイロードサポーター審査委員会を置く。

2 まつやまマイロードサポーター審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(市の施策)

第12条 市は、予算の範囲内において、ロードサポーターに対して次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 別に定める基準により、活動区間にロードサポーター名等を記した表示板を設置すること。
- (2) ロードサポーター活動に関する傷害保険に加入すること。
- (3) ロードサポーター活動に必要なゴミ袋、種苗等の物品を提供すること。
- (4) ロードサポーターが回収したごみの処分について、必要な措置を講じること。
- (5) 市道の愛称を記した表示板の設置等愛称の普及のため必要な広報等を行うこと。

2 市は、予算の範囲内において、プチサポーターに対して次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) プチサポーター活動に関する傷害保険に加入すること。
- (2) プチサポーター活動に必要なゴミ袋等の物品を提供すること。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月10日から施行する。

付 則（平成16年8月10日要綱第54号）

- 1 この要綱は、平成16年8月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の第2条第4項の規定により市長の認定を受けている者は、この要綱による改正後の第2条第4項の規定により市長の認定を受けた者とみなす。

付 則（平成23年3月24日要綱第22号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第2条第4項の規定によりロードヘルパーとして認定を受けたものは、この要綱による改正後の第2条第6項の規定によりロードサポーターとして認定を受けたものとみなす。

付 則（令和5年3月30日要綱第36号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式～第7号様式まで 略